令和6年度に2つのワーキンググループを設置し、連絡協議会において整理した次の論点について、議論を行った。

#### 【健診・分娩取扱施設へのアクセス】

- ■安心・安全に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境の構築に向け、遠方での分娩を余儀なくされている妊婦への経済的な負担の軽減を図ることが必要である。
- ■緊急時の対応について、消防機関への妊婦情報の事前共有や緊急搬送体制の整備が必要である。

#### 【健診・分娩の機能分担】

- ■オープンシステム・セミオープンシステムの活用や医療機関・助産所の役割の明確化と機能分担を図りながら、地域全体で周産期医療を支える持続的な周産期医療提供体制の構築を目指すことが必要である。
- ■周産期医療に携わる医師の働き方改革を進めつつ、勤労環境の改善を図ってい く必要がある。

1

## ワーキンググループにおける検討状況

### ○ワーキンググループで出た主な意見

### 【健診・分娩取扱施設へのアクセス】

- ■妊婦へのアクセス支援について、国庫補助事業の要件では対象エリアが限られる。幅広く活用される制度の検討が必要だ。
- ■消防との協力による「ママサポート119」により、不安の軽減につながっている。導入している市町村の先行事例を他の市町村に紹介してはどうか。

### 【健診・分娩の機能分担】

- ■健診施設と分娩取扱施設との連携体制の構築や強化については、地域の医療機関が自主的に開催している連絡会議が、顔の見える関係づくりに有効である。
- ■県内の産婦人科の医療情報や周産期母子医療センターの役割や機能が見て分かるものがあれば、妊婦が利用するのではないか。
- ■タスクシフトを進めるため、保健指導、妊婦健診及び助産の実践能力のある助産師の育成が必要である。

# 令和7年度における対応状況

- ○遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業
- 目的 1 遠方の産科医療機関等で妊婦健診を受診する必要がある妊婦に対して、当該 医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊婦の経済的 負担の軽減を図る。
- 2 実施主体 市町村
- 3 対象者
  - ①自宅(または里帰り先)から、最寄りの妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等 (「ハイリスク妊婦」においては、最寄りの周産期母子医療センター)まで概ね 60分以上の移動時間を要する妊婦(上限14回)
  - ②自宅(または里帰り先)から妊婦健診の実施が可能な産科医療機関等が概ね60 分以内にある妊婦であっても、当該産科医療機関等が分娩を取り扱っていな い場合において、妊娠後期(概ね妊娠32週頃)等に分娩予定施設に切り替えて 妊婦健診を受診する妊婦のうち、最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上の 移動を要する妊婦(上限7回)
- 4 補助内容 交通費(往復分)・・・移動に要した費用の8割を助成
- 5 補助率 国1/2、県1/4、市町村1/4

3

## 令和7年度における対応状況

- ○妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業
- 1 遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦の経済的負担の軽減を図り、 分娩取扱施設までのアクセスを確保する。
- 2
- 3 自宅(または里帰り先<u>)から、最</u>寄りの分娩取扱施設(「ハイリスク妊婦」にお いては、最寄りの周産期母子医療センター)まで概ね30分以上の移動時間を要す る妊婦

※国庫補助は移動時間が60分以上を対象としているが、市町村からの要望も 勘案し、単県補助として移動時間の要件を概ね30分以上から60分未満に緩和。

4

補助内容 交通費(往復分) 宿泊費(上限14泊)・ ・・移動に要した費用の8割を助成・・宿泊に要した費用から2,000円/泊を控除した額を

5

60分以上の移動を要する場合:国1/2、県1/4、市町村1/4 30分以上の移動を要する場合:県1/2、市町村1/2

県内市町村の導入状況 現在、県内27市町村に対し、活用見込調査を実施中。 6

# 健診・分娩の機能分担の今後の進め方

令和6年度のワーキンググループにおける意見を踏まえて、次の取組を進める。

1 ワーキンググループでの意見

妊婦の皆さんから、どこでどのような医療を受けられるかについて、母子手帳を受け取る時に相談されることが多い。周産期母子医療センター、分娩できる医療機関等の一覧があれば、説明しやすい。オープンシステムやセミオープンシステムの情報についてもあれば良い。

2 今年度の取組(案)

周産期医療機関等を機能別にとりまとめた情報をWEBで公開するための一覧を作成する。

(健診・分娩取扱施設、オープン・セミオープンシステム、産後ケア 等)

3 進め方(案)

庁内関係課等で把握している情報を集約し、一覧の案を作成する。 一覧の案を周産期医療協議会へお示しし、意見をいただく。 作成した一覧を市町村や医療機関等を通じ、妊婦等へ広く周知する。

5